

暮らしのお知らせ

春の全国交通安全運動

思いやりのある運転を



4月6日(土)～15日(月)に「気を付けて! あおになっても 右左」をスローガンに、春の全国交通安全運動が実施されます。また、4月10日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

重点目標は次の通りです。

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用

の徹底

○飲酒運転の根絶

子どもを守る心を持ち、高齢者に対する思いやりのある運転を心掛け、一人一人が交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

環境美化運動

わたしたちのまちをわたしたちの手で

「ポイ捨てをなくし、私たちのまちを私たちの手で美しく」を合言葉に、区や自治会、事業所などの協力で環境美化運動が実施されます。

この運動では、各地区の道路や公園などに投げ捨てられた瓶・缶や散乱ごみの収集などが行われます。

実施基準日 5月26日(日)、8月4

日(日)、12月1日(日)

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

合併処理浄化槽

設置と維持に補助金交付

合併処理浄化槽は、し尿や台所・洗濯などの生活雑排水を併せて処理する浄化槽です。

市では、合併処理浄化槽の設置費と維持管理費に補助金を交付しています。

設置費補助金

合併処理浄化槽を設置する人に、設置費用の一部を予算の範囲内で補助しています(下表①)。

なお、印旛沼流域では窒素やリンを除去する高度処理型合併処理浄化槽に限り、設置費用の一部を補助しています。

維持管理費補助金

合併処理浄化槽を設置した人は、浄化槽が正常に機能するように、適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)が義務付けられています。

市では、この維持管理費に対し

でも補助制度を設けています。

補助額は人槽によって異なりますが、合併処理浄化槽の維持管理(保守点検・清掃)に掛かった額の2分の1相当額です(左表②)。

申請できる期間は、維持管理に

関する契約書の内容により異なります。

※騒音地域は特例により補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

合併処理浄化槽の補助金(限度額)

人槽区分	①設置費補助金*				②維持管理費補助金	
	新規 (新築・増築・建て替え)	転換 (単独・くみ取り)	高度処理型 合併処理浄化槽 (窒素除去型)	高度処理型 合併処理浄化槽 (窒素・リン除去型)	人槽区分	補助額
5人槽	22万円	33万2,000円	44万4,000円	52万8,000円	5人槽	1万8,000円
6～7人槽	27万6,000円	41万4,000円	48万6,000円	69万3,000円	6人槽	2万1,000円
8～10人槽	36万4,000円	54万8,000円	57万6,000円	96万3,000円	7人槽	2万4,000円
11～20人槽	62万6,000円	93万9,000円	109万2,000円	—	8人槽	2万7,000円
21～30人槽	98万円	147万2,000円	186万円	—	10人槽	3万3,000円
31～50人槽	135万8,000円	203万7,000円	249万6,000円	—	11～50人槽	3万3,000円

*表中の限度額に、単独処理浄化槽から転換するときは18万円、くみ取り便所から転換するときは10万円が上乗せされます(新築・増築・建て替えは除く)

市長日誌

3月1日～15日

2日	西中学校創立50周年記念式典 成田高校卒業式
5日	成田ソラあんばん認証式 経済環境常任委員会
6日	地域防災特別委員会 建設水道常任委員会
7日	グラウンド・ゴルフ協会チャンピオン大会 医療問題特別委員会 教育民生常任委員会
8日	空港対策特別委員会 総務常任委員会
9日	市民グランドバレーボール大会 シルバーいきいきフェスティバル
10日	シルバー人材センター設立20周年記念式典
11日	予算特別委員会(～14日) 東日本大震災三回忌追悼・全国災害物故者総供養大法会
13日	成田中学校卒業式
15日	成田小学校卒業式 消防委員会



設立20周年を祝ってあいさつ(10日)

家屋の新築・増築

資産税課へ 連絡してください

固定資産税は毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に、都市計画税は市街化区域内の土地・家屋の所有者に課税されます。家屋の新築、増築、建て替え、取り壊し、名義の変更などがありましたら、資産税課へ連絡してください。

※くわしくは同課(☎20・1514)へ。

住宅用太陽光発電システム 設置に補助金を交付

市では、住宅用太陽光発電システムを設置した人に次の通り補助金を交付しています。

対象Ⅱ住宅用太陽光発電システムを設置した人または設置された住宅を購入した人で、一定の要件を満たす人

補助金額Ⅱ太陽電池モジュールの最大出力1キロワット当たり3万円(上限12万円)

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

市税の納付

金融機関やコンビニで

固定資産税・都市計画税、市・県民税、軽自動車税、国民健康保険税などの市税は、金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納めることができます。

パソコンや携帯電話、ATMから支払うことのできる「ペイジー」での納付も可能です。

納付書を紛失した場合は納税課に連絡してください。

納付は便利で確実な口座振替で

口座振替を希望する人は、納期の2カ月前までに、納税通知書・預金通帳・届出印を持って金融機関または郵便局で手続きしてください。

○固定資産税・都市計画税は、納税通知書ごとに手続きが必要です

○軽自動車税は、同一名義の場合、全台数分が振替対象となり、納税通知書ごとの手続きは不要です。口座振替で車検が必要な車両には、6月中旬に継続検査用納税証明書を送付します

○口座振替は、翌年度以降も継続されます。変更・停止の希望があるときは、申し込んでいる金融機関または郵便局で手続きしてください

○口座振替分の領収証書は、発行しません。通帳への記帳で確認してください

○口座振替ができなかった場合は、口座振替不能通知書(兼納付書)を送付しますが、納期限を過ぎているため督促状も送付されません

※くわしくは納税課(☎20・1519)または市民税課(☎20・1513)へ。

パブリックコメントの結果 行政改革推進計画と 地域防災計画

「広報なりた」1月1日号で意見の募集を行った「成田市行政改革推進計画(平成25～27年度)の素案」と「成田市地域防災計画(修正案)」についてのパブリックコメントの結果を公表します。

意見提出者数(件数)は、①行政改革推進計画が3人(55件)、②地域防災計画が2人(25件)でした。

寄せられた意見と市の考え方は①は行政管理課(市役所4階)、②は危機管理課(市役所4階)で見ることが出来ます。そのほか、企画政策課(市役所3階)、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所各公民館、市立図書館、保健福祉

水田土壌の検査結果

水田土壌の放射性物質の簡易検査^{*1}を実施しました。

水田土壌 (3月12日・15日・18日)	放射性セシウムの濃度 (ベクレル/kg) ^{*2}	採取場所
	100以下	横山・台方・畑ヶ田
101～150	高岡・野馬込・西大須賀・芝・北須賀・新田・一坪田	
151～200	北羽鳥	
201～300	新妻	

*1 市の簡易検査はNaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータによる測定
*2 ベクレルとは、放射能の強さを表す単位で、単位時間(1秒間)内に原子核が崩壊する数を表す。
※くわしくは農政課(☎20-1541)へ。

館、三里塚コミュニティセンター、企画政策課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kikaku/pabkome.html>)でも見ることが出来ます。

※くわしくは行政改革推進計画については行政管理課(☎20・1501)、地域防災計画については危機管理課(☎20・1523)へ。

年金からの特別徴収

国民健康保険税と 後期高齢者医療保険料

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を年金から直接引き落とす特別徴収の4・6・8月の金額（仮徴収額）は、平成25年2月分と同額です。10・12・2月の金額は7月下旬に通知します。

申し出により、口座振替での納付もできます（申し出の時期により、切り替え時期が異なります）。
※くわしくは保険年金課（国民健康保険 ☎20・1526、後期高齢者医療保険 ☎20・1547）へ。

経営所得安定対策

水田・畑作農家の皆さんへ

農業者戸別所得補償制度の名称が経営所得安定対策に変わります。制度の内容は農業者戸別所得補償制度とおおむね変更ありません。

交付申請書は、市農業再生協議会から各農家に送付されます。経営所得安定対策の利用を希望する人は、早めの申請をお願いします。
申請期限 7月1日(月)



田植え後の田んぼ

申請書提出先 農政課(市役所4階)、農政課分室(下総・大栄支所)、成田市農協各支所、かとり農協各経済センター
※くわしくは制度については農林水産省ホームページ(<http://www.maff.go.jp/>)、申請書の提出については農政課(☎20・1541)へ。

転入・転出・転居・世帯主変更届

手続きを忘れずに

引っ越しにより住所などが変わる時は、市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で手続きしてください。

届け出は原則として本人または同一世帯の人が行います。代理人が届け出を行う場合は、委任状が

必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。

届け出時に本人確認をしますの
で住民基本台帳カード(住基カード)、運転免許証、パスポートなどを持ってきてください。また、外国人は在留カード・特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)を持ってきてください。

住基カードを持っている人は、転入のときに転出証明書の添付が省略できる転入届の特例が受けられます。

市外から成田市に移ってきたときは、14日以内に手続きしてください。

○必要なもの：前住所地の市区町村が発行した転出証明書(転入届の特例を受ける人は不要)・年金手帳(加入している人)・住基カード(持っている人)

転出届

成田市から市外へ移るときは、転出届を提出してください。転出証明書が発行されます。住基カードを持っている人は、転出証明書は発行されませんが、届け出は必要です。

○必要なもの：国民健康保険証・介護保険証・後期高齢者医療保険証・子ども医療受給券(いずれも加入している人)

転居届

市内で住所を移したときは14日以内に手続きしてください。
○必要なもの：国民健康保険証・介護保険証・後期高齢者医療保険証・年金手帳・子ども医療受給券(いずれも加入している人)

給券(いずれも加入している人)
世帯主が変わったときは、14日以内に手続きしてください。

○必要なもの：国民健康保険証(加入している人)

※くわしくは市民課(☎20・1525)、下総支所(☎96・1113)、大栄支所(☎73・8066)へ。

市内の放射線量測定結果

国の目標値は0.23マイクロシーベルト/時です。

単位：マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ1m	測定の高さ0.5m	測定の高さ0.05m
市役所(花崎町)	3月11日	0.11	0.11	0.11
	3月18日	0.10	0.10	0.10
下総支所(猿山)	3月11日	0.11	0.11	0.11
	3月18日	0.10	0.11	0.11
大栄支所(松子)	3月11日	0.09	0.09	0.09
	3月18日	0.09	0.09	0.08
大清水大気測定局(遠山中敷地内)	3月11日	0.10	0.11	0.10
	3月18日	0.09	0.10	0.10
幡谷大気測定局(久住体育館隣)	3月11日	0.10	0.11	0.12
	3月18日	0.10	0.10	0.11

※各施設の測定結果は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。